

23柳企画第675号

平成24年1月26日

柳川市男女共同参画推進協議会
会長様

柳川市長 金子健次

第2次柳川市男女共同参画計画について（諮問）

「柳川市男女共同参画計画」の計画期間が、平成23年度をもって終了するため、柳川市男女共同参画推進協議会規則第2条の規定に基づき、「第2次柳川市男女共同参画計画」の策定について、貴協議会に諮問します。

諮問内容について

平成 19 年 3 月に「柳川市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この計画が平成 23 年度（2011 年度）をもって推進期間を終了するため、これまでの進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、第 2 次柳川市男女共同参画基本計画を策定するにあたり、ご意見をお示しください。

□柳川市男女共同参画推進協議会規則（抜粋）

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査研究及び審議を行い、必要に応じて市長に提言し、又は報告する。

- （1） 男女共同参画の推進に関すること。
- （2） 男女共同参画社会への新たな動向に関すること。
- （3） 男女共同参画社会づくりの計画策定に関すること。